KANEMATSU ELECTRONICS LTD.

最終更新日:2022年6月21日 兼松エレクトロニクス株式会社

代表取締役社長執行役員 渡辺 亮

問合せ先:03-5250-6823 証券コード:8096

https://www.kel.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つと認識しており、株主やお客様、従業員など様々なステークホルダーからの信頼性を高め、企業価値を向上させるため、経営の透明性の確保・意思決定の迅速化および内部統制の強化に努めております。

(1)株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利の実質的な確保のため、法令に従い適切に対応するとともに、外国人株主や少数株主に十分に配慮し、株主がその権利を 適切に行使することができる環境の整備および株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。

(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を認識し、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとした様々なステークホルダーとの適切 な協働に努め、高い自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。

(3)適切な情報開示と透明性の確保

当社は、財務情報のみならず、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスなどの非財務情報についても、自主的に、情報提供を行ってまいります。 その際には、明快な説明を行うべく、経営陣自らが、バランスの取れた、分かりやすく有用性が高い情報提供に取り組んでまいります。

(4) 取締役会等の青務

当社の取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために意思決定を行います。当社の取締役会は、経営理念を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行います。また、内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、経営陣によるリスクテイクを切に支えます。当社は、監査等委員会設置会社として、過半数を独立社外取締役で構成する監査等委員会により取締役の職務の執行を監査いたします。

(5)株主との対話

当社は、株主等との建設的な対話を重視し、代表取締役等を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めてまいります。当社は、建設的な対 話を通じて、当社経営方針にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意 見を吸収および反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

(6) 監督機能と業務執行機能の分離

当社は、経営の意思決定の迅速化および監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図るとともに、業務執行の機動性を高めるため、執行役員制度を採用しており、業務執行機関として、取締役会長および執行役員で構成する経営会議を設置しております。 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当社の経営方針、その他業務執行に関する重要事項を決定するとともに、経営会議からの重要事項の付議および各種報告等を通じて、取締役および執行役員の職務の執行を監督しております。経営会議は、取締役会決定の方針に基づいて、会社の全般的な業務の執行に関する基本方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあたっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月に改訂されたコードに基づき記載しています。

【補充原則2-4-1】中核人財の登用等における多様性の確保

当社は、女性をはじめとする多様な人財の活躍を目指し、すべての従業員が安心して働くことのできる環境づくりに取り組んでおります。 性別、国籍等に左右されない人物本位の採用(中途採用を含む)を積極的に行っております。早期に将来の管理職候補者を増やしていくことを目標に取り組んでまいります。

(参考情報)女性活躍推進に関する当社の目標や取組みにつきましては、当社コーポレートサイトをご参照ください。(https://www.kel.co.jp/company/sustainability/womans.html)

【補充原則3-1-3】サステナビリティについての取組み等

<自社のサステナビリティについての取組み>

当社グループは、サステナビリティを巡る課題への対応が重要な経営課題であると認識し、「信頼と価値を創造するIT総合サービス会社を目指します。」という経営ビジョンを実現するため、本業そのものであるITを活かして、SDGs(持続可能な開発目標)の17の目標のうち、グループとして優先的に取り組む社会課題を設定しています。

当社のサステナビリティに関する取組みにつきましては、当社コーポレートサイトをご参照ください。(https://www.kel.co.jp/company/sustainability

<人的資本や知的財産への投資等>

当社は、中期経営計画(2023年3月期~2025年3月期)の数値目標として「成長のための投資:3ヵ年で100億円程度」を掲げております。具体的な

投資計画などの詳細につきましては、統合報告書やIR説明会資料などの各種IR関連資料にて情報開示を行っております。(統合報告書につきましては当社コーポレートサイトをご参照ください。(https://www.kel.co.jp/ir/library/integrated/)

<気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響>

当社の事業内容は気候変動や脱炭素と関連が薄く、企業規模等の観点からも、気候変動に係るリスクおよび収益機会が自社の事業活動や収益 等に与える影響についての開示は今後、必要性その他の状況を勘案し開示を検討してまいります。

【補充原則4-8-3] 支配株主を有する上場会社の独立社外取締役過半数の選任、特別委員会の設置

兼松株式会社は、間接所有分を含め当社議決権の58.4% (2022年3月31日現在)を所有する親会社です。当社は親会社の企業グループの中で、電子・デバイス部門を担う企業に位置付けられております。人的関係につきましては、親会社から1名が当社取締役に就任しており、経営基盤の強化を図っております。なお、親会社との利益が相反する取引・行為を含め業務執行上の重要事項は、すべて取締役会で意思決定されており、上場会社としての自主性・独立性が確保されております。

当社は、少数株主保護の観点から、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立社外取締役4名を含む9名の取締役で取締役会を構成しており ます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】 更新

【原則1-4】政策保有株式

(1)政策保有に関する方針

当社は、良好な取引関係の維持発展等、政策的な目的により、当社の株主価値向上に資する場合に、株式を保有することとしております。

(2)政策保有株式に係る検証の内容

当社は政策保有株式の検証にあたっては、毎年、取締役会は、保有株式ごとに保有に伴う便益やリスクが中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等の保有目的に沿っているかを基に精査しています。当事業年度においては、この精査の結果、すべての保有株式について保有の妥当性があることを確認しています。なお、今後の状況変化に応じて、保有の妥当性が認められないと考える場合には縮減するなど見直していきます

(3)政策保有株式に係る議決権の行使について

当社は、適切な議決権行使が企業のガバナンス体制強化を促し、企業の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考え、原則としてす べての政策保有株式について議決権を行使いたします。また、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との取引関係等を踏 まえたうえで、株主価値向上の観点から議案に対する賛否を判断いたします。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社がその役員や主要株主との取引を行う場合には、当該取引が当社グループおよび株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が 一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとしております。

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度ならびに退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金および退職一時金制度の積立金の管理および運用に関しては、社外の資産管理運用機関等と契約を締結しており、国内債券と一般勘定の適正な比率で運用を委託しております。外部機関による運用実績等を適切にモニタリングするべく、人事・経理部門が業務を担当しております。

【原則3-1】情報開示の充実

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の企業理念や経営戦略、経営計画については、当社ホームページにて開示しております。

企業理念 https://www.kel.co.jp/company/philosophy.html

経営戦略、経営計画 https://www.kel.co.jp/company/management_plan.html

- (2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針はコーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。
- (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役(社外取締役、非常勤取締役および監査等委員である取締役を除く。)の報酬につきましては、固定報酬と業績連動報酬(短期業績連動報酬および長期業績連動報酬)による報酬体系とすることを定めております。 固定報酬は、役位に従って決定しております。 短期業績連動報酬は、当事業年度の業績等を勘案し賞与として決定しております。 長期業績連動報酬は「譲渡制限付株式報酬制度」として、役位に従って株数を決定しております。

業績連動報酬の支給割合は、報酬総額の概ね60%程度を想定しております。

社外取締役、非常勤取締役および監査等委員である取締役の報酬については、固定報酬のみとしております。

当社は客観性・透明性を確保するために、独立社外取締役が過半を占める指名・報酬委員会での検討・答申を得た上で、株主総会にて決議された報酬総額の範囲内で、取締役会の承認により決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選解任と取締役候補者の指名を行うに当たっては、当社の経営陣幹部または取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、独立社外取締役が過半を占める指名・報酬委員会がその適切性等について検討し、答申を行い、取締役会において決定を行います。なお、監査等委員である取締役については、監査等委員会の同意を得て決定しております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明 当社のコーポレートサイトに掲載しております招集通知をご参照ください。

https://www.kel.co.jp/ir/stock/notice.html

【補充原則4-1-1】取締役会の役割と経営陣への委任の範囲

取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行等(株主総会に関する事項、人事・組織に関する事項、決算に関する事項、株式等に関する事項、一定規模を超えるM&A・投融資に関する事項、配当に関する事項、一定規模を超える借入に関する事項等)の決定等を通じて、当社のために意思決定を行います。前項の重要な業務執行以外の業務の執行およびその決定については、経営会議等の下位の会議体および当該業務の担当役員等に権限委譲を行うとともに、取締役会はそれらの会議体および役員等の職務執行の状況を監督いたします。独立社外取締役は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ステークホルダーの視点に立ち、取締役会および経営者の業務執行ならびに当社と経営陣等との間の利益相反を監督いたします。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準および資質

当社は、東京証券取引所の定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-10-1】委員会構成の独立性等

当社は、ジェンダー等の多様性も考慮し、女性を含む独立社外取締役を4名選任しており、企業経営者としての専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っています。また、過半数を独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会を設置することにより取締役会の場において、独立社外取締役から意見を聴取することとしており、独立社外取締役から適切な関与・助言を得ており、引き続き透明性確保に努めてまいります。

最高経営責任者(CEO)の後継者の計画については、指名・報酬委員会が中心となって行い、取締役会がその監督を行います。後継者の選定の 方針としては、人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定することとしています。

当社は、東京証券取引所の定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

取締役会の機能の独立性・客観性および更なる説明責任の強化を目的として、独立社外取締役、社内取締役からなる任意の指名・報酬委員会を 設置しております。なお、委員会の独立性を確保するため、原則として委員の過半数を独立社外取締役とすることとしております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の役員報酬内容や固定報酬·業績連動報酬等の内容の決定に当たっては、指名·報酬委員会が、その適切性等について検討し、答申を行い、取締役会において決定を行います。

経営陣幹部の選解任と取締役候補者の選任は、指名・報酬委員会がその適切性等について検討し、答申を行い、取締役会において決定を行います。

【補充原則4-11-1】取締役会の構成

当社の取締役会の人数は、現在9名で、取締役会においてより実質的な議論を活発に行うために適切な人数であると考えております。取締役候補者については、社内外を問わず、人格、知見に優れた者を選定しており、特に独立社外取締役については、他社での経営経験、法律、会計、マーケティング、経営戦略等各専門的分野の知見を有する者を選定し、様々な観点から当社の経営戦略の策定や業務執行の監督に参画してもらうことで、当社の企業価値の向上に繋げていくようにしたいと考えております。

当社は、これらの知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを作成しており、当社コーポレートサイトおよび招集通知にて開示しております。

【補充原則4-11-2】取締役・監査役の兼任状況

当社コーポレートサイトおよび招集通知等において、各取締役の他の上場会社を含む兼職を開示しております。

【補充原則4-11-3】取締役会の実効性についての分析・評価

取締役会の機能強化に実効性を持たせていくため、毎年、取締役会の構成、取締役の活動状況および取締役会の運営状況など、取締役会の実 効性に関する分析・評価を行うとともに、その分析・評価結果を取締役会で審議することとしております。2022年3月期の分析・評価方法および結 果の概要は当社コーポレートサイトにて開示しております。(https://www.kel.co.jp/ir/management/governance.html)

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

取締役については、事業・財務・組織等に関する幅広い知識を有している者から選任しており、就任に際し、必要に応じて研修を行っております。また、就任後も、市場動向や国内外の経済・社会問題など多岐に渡る研修を行っており、取締役に対するトレーニングを継続的に実施しております。また、独立社外取締役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動および組織等に関する理解を深めることを目的に、随時、これらに関する情報提供を行っております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

株主との対話(面談)の対応は、代表取締役等にて行っています。当社においては、経営企画室、財務・経理部門、総務部門が定期的に会議を行い、決算等の開示・説明において、各々の専門的見地に基づく意見交換を行い、連携して対応を行い、株主との対話の支援を行います。株主に対しては、当社コーポレートサイトによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しております。取締役会において、株主やアナリストから寄せられた意見を共有し、当社経営戦略のレビュー等に積極的に活用しております。なお、株主との対話に際しては、インサイダー取引に関する規定を定めるなどして、インサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
兼松株式会社	16,554,665	57.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,239,100	7.83
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	684,300	2.39
第一生命保険株式会社	675,000	2.36
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	278,300	0.97
株式会社日本カストディ銀行(年金信託口)	273,000	0.95
野村信託銀行株式会社(投信口)	241,800	0.85
株式会社三菱UFJ銀行	210,543	0.74
東銀リース株式会社	193,915	0.68
東京海上日動火災保険株式会社	169,575	0.59

補足説明 更新

大株主の状況の割合(%)については、自己株式(20,992株)を控除して算出しております。

3.企業属性

上場取引所及び市場区分更新	東京 プライム
決算期	3月
業種	情報·通信業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との取引を行うに当たっては、その他の取引先と取引をする場合と同様に、契約条件や市場価格などを参考にしながら合理的に決定しており、少数株主に不利益とならないよう留意しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等について

兼松株式会社は間接所有分を含め当社議決権の58.4%を所有する親会社であります。当社は親会社の企業グループの中で、電子·デバイス部門を担う企業に位置付けられております。

人的関係につきましては、親会社から1名が当社取締役に就任しており、経営基盤の強化を図っております。なお、業務執行上の重要事項は、すべて取締役会で意思決定されており、上場会社としての自主性・独立性が確保されております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数重新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性		会社との関係()									
戊 苷	周1生		b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
加藤 研一	他の会社の出身者											
藤本 光二	公認会計士											
栗林 美保	弁護士											
鈴木 智行	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤研一			1983年4月積水化学工業株式会社に入社。2019年8月に一般財団法人総合研究奨励会主任研究員に就任し現在に至っております。	加藤研一氏は、異業種での各分野における豊富な経験と幅広い見識を独立役員として活かしていただくため、2016年6月17日付にて当社取締役に選任しております。同氏と当社の間に特別な利害関係はなく、当社から独立した立場で取締役会の内外において的確な助言・提言を行うことにより、適正に社外取締役としての職責を果たし、独立性を保てるものと考えております。なお、同氏は経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として選任しております。
藤本 光二			2003年4月に公認会計士登録。2006年9 月藤本会計事務所を開設。2006年10月に 税理士登録。2007年3月に株式会社エフ・ エム・シー代表取締役に就任。2020年4月 に税理士法人藤本会計事務所を開設。20 20年12月にプラスロジスティクス株式会社 監査役に就任。2021年5月にコーナン商 事株式会社監査役に就任し現在に至って おります。	藤本光二氏は、長年の公認会計士および税理士としての経験と財務会計知識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を活かしていただくため、2017年6月20日付にて当社取締役に選任しております。同氏と当社の間に特別な利害関係はなく、当社から独立した立場で取締役会の内外において的確な助言・提言を行うことにより、適正に社外取締役としての職責を果たし、独立性を保てるものと考えております。なお、同氏は経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として選任しております。
栗林 美保			1983年4月に東京弁護士会弁護士登録。 2010年4月東京弁護士会人権擁護委員 会委員に就任。2012年4月東京家庭裁判 所家事調停委員(相続関係)に就任し現 在に至っております。	栗林美保氏は、長年の弁護士としての経験と 法務知識を有しており、これらの専門的な知識 ・経験と高い見識を活かしていただくため、2020 年6月19日付にて当社取締役に選任しておりま す。同氏と当社の間に特別な利害関係はなく、 当社から独立した立場で取締役会の内外にお いて的確な助言・提言を行うことにより、適正に 社外取締役としての職責を果たし、独立性を保 てるものと考えております。なお、同氏は経営 陣からの独立性を有しており、一般株主と利益 相反が生じるおそれがないことから独立役員と して選任しております。

鈴木 智行	1979年4月にソニー株式会社に入社。202 0年9月に株式会社アイデミー取締役に就 任し現在に至っております。	」だく 当れから辿りしたけたけをかり流行会のはか
-------	--	--------------------------

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき取締役および専任の社員を指定しておりませんが、監査等委員会はその職務の遂行に必要となる情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しております。また、内部監査部門である監査室や各部門の人員が適宜その支援を行っております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、監査室および会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査の状況や会社の業績、財政状態に影響を与える事項、課題について、情報の共有化を図っております。また、法令の改正や内部統制、重要な会計ルールの変更など、当社グループにとって全般的に影響のある事項については、会計監査人から個別に説明を受けるなど、情報の共有化と各種ルール改定への対応を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相対する任意の委員会	セシ・地へを言る	5	2	2	3	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相談する任意の委員会	指义:"哪次自全	5	2	2	3	0	0	社内取 締役

補足説明

取締役会の機能の独立性・客観性および更なる説明責任の強化を目的として、社外取締役、社内取締役からなる任意の指名・報酬委員会を設置しております。なお、委員会の独立性を確保するため、原則として委員の過半数を社外取締役とすることとしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

取締役の経営責任を明確にし、業績向上に対するインセンティブを一層高めるため、業績連動報酬制度を導入しております。また、2020年4月28日開催の取締役会および2020年6月19日開催の第52回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役、非常勤取締役および監査等委員である取締役を除く。)を対象として、「業績連動型株式報酬制度」を導入することを決議いたしました。執行役員に対しても、当社取締役に対するものと同様の業績連動型株式報酬制度を導入いたします。本制度は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を、有価証券報告書および事業報告にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(社外取締役、非常勤取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」)の報酬は、固定報酬と業績連動報酬(短期業 績連動報酬および長期業績連動報酬)により構成されており、固定報酬は、役位に従って決定しております。

短期業績連動報酬は、対象取締役の経営責任を明確にし、業績向上のインセンティブを高めるため、連結経常利益を指標としており、この指標に一定の係数を乗じ、報酬限度額を決定いたします。長期業績連動報酬については、対象取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、「譲渡制限付株式報酬制度」を導入しております。「譲渡制限付株式報酬制度」は役位に応じた株数を決定しております。業績連動報酬の支給割合は、報酬総額の概ね60%程度を想定しております。

社外取締役、非常勤取締役および監査等委員である取締役の報酬については、固定報酬のみとしております。

対象取締役の報酬は、客観性・透明性を確保するために、独立社外取締役が過半を占める指名・報酬委員会での検討・答申を得た上で、株主総会にて決議された報酬総額の範囲内で、取締役会の承認により決定しております。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、独立社外取締役が過半を占める指名・報酬委 員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うもの であると判断しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役は、その職務の遂行に必要となる情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しております。監査等委員でない取締役については、必要に応じ、適宜各部門の人員が支援にあたり、監査等委員である取締役については、監査室や各部門の人員が適宜その支援を行っています。取締役会は、各取締役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1.業務執行の機能に係る事項

a 当社では「取締役会規定」を定め、定例取締役会を最低1ヵ月に1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催しております。取締役会では、法令または定款に定める事項の他、基本的な経営方針および全社的な中期計画、短期計画の決定を行っております。また、取締役の業務の分担ならびに他社の代表取締役兼務などを決議しております。

b 会社が、公正かつ組織的な企業活動を行うため、取締役および従業員の職務と権限の関係ならびに基準を定める「職務権限規定」を制定しております。

c 取締役会長および執行役員で構成される経営会議を組織し、取締役会決定の基本方針に基づいて全社の全般的業務の執行に関する基本方針を定め、業務遂行の指揮、指導に当たっております。経営会議には、常勤の監査等委員である取締役も出席しております。

d 当社では、「監査等委員会規定」を定め、監査等委員会を最低1ヵ月に1回開催しており、取締役の業務執行の監査を実施するとともに、会計監査人の監査結果の相当性についても監査を実施しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)で構成され、各監査等委員である取締役が取締役会および経営会議に出席した内容について客観的立場から助言を行うことにより、取締役会の職務の執行の監督機能の強化の実効性を図っております。なお、監査等委員会は取締役会と連携し、また監査室の牽制機能と業務執行機関との連携により、透明かつ一体的な体制を構築しております。

また、会計監査人の監査計画については監査等委員会に対して事前に報告されており、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査 項目について監査等委員会の事前の承認を得る体制としております。監査等委員会と会計監査人は定期的に会合をもち、法令の改正や内部統制、重要な会計ルールの変更など当社グループにとって全般的に影響を与える事項については、会計監査人から個別に説明を受け、情報の共有化と各種ルール改定への対応を行っております。

さらに、監査室から内部統制に関する年次計画や内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があるときは意見を述べ、また、追加監査の実施等に関する意見を述べております。

2.会計監査の状況

当社は、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結しており、法律の規定に基づいた会計監査を実施しております。会計監査人の監査計画は、監査等委員会に対し事前に報告されており、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査項目については、監査等委員会の事前承認を得る体制としております。

こうした前提にたち、監査等委員会と会計監査人は定期的に会合をもち、会計監査の状況や会社の業績、財政状態に影響を与える事項、課題に ついて、情報の共有化を図っております。また、法令の改正や内部統制、重要な会計ルールの変更など、当社グループにとって全般的に影響の ある事項については、会計監査人から個別に説明を受けるなど、情報の共有化と各種ルール改定への対応を行っております。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は、次のとおりであります。

業務を実行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 好田 健祐

指定有限責任社員 業務執行社員 新田 將貴

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名 その他 15名

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社が監査等委員会設置会社を採用している理由としては、過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、取締役会の監督機能およびコーポレート・ガバナンスの強化を図るためであります。

また、重要事項については必要に応じて経営会議で十分討議したうえで、取締役会において審議・決議を行い、監査等委員会がこれを監督する 公正な経営の実現に向けた組織体制を採っております。

当社は、取締役9名のうち4名を社外取締役とすることで、経営への監視・監督機能を強化しております。なお、社外取締役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更

株主総会招集通知の早期発送	当社は、招集通知の記載情報の正確性を担保しつつも総会議案の十分な検討期間を確保するため、法定期限より前倒しで招集通知を送付しています。また、招集通知を発送するまでの間に当社ホームページおよび東京証券取引所のウェブサイトにより公表を行い、更なる早期開示を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、集中日を回避して株主総会の設定を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	証券代行機関の議決権行使サイトを利用した電磁的方法による議決権の行使を採用して おります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2022年6月定時株主総会より、(株)ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知および株主総会参考書類については英文版を作成し、株主総会前に当 社コーポレートサイトに掲載しております。
その他	総会議案の検討期間を十分に確保できるよう、招集通知発送日前に当社コーポレートサイト、東京証券取引所のウェブサイトおよび議決権行使プラットフォームに掲載しております。

2. IR に関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身記 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算発表後、5月にアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催しております。 説明会資料(英訳版も含む)は、当社ウェブサイトに掲載しております。 上記の他、個別ミーティング等も実施し、直接対話する機会を設けております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIR資料を掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。https://www.kel.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社はIRに関する部署として、経営企画室を設置しております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	経営ビジョンとして掲げる「信頼と価値を創造する」「総合サービス会社」を目指し、「環境保護」や「医療・福祉」などの分野で社会貢献活動に積極的に取り組んでおります。また、事業活動の中で消費電力削減など省エネにも取り組んでおります。 社会貢献活動の活動状況は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。https://www.kel.co.jp/company/sustainability/esg-sdgs.html

内部統制システム等に関する事項

- 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新
 - 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況
 - 当社グループでは、企業理念と経営ビジョンを以下のとおり定め、信頼と価値を創造する企業集団を目指し、経営を行っております。 <企業理念>
 - お客様第一主義 私たちは、常にお客様の満足度を意識し、信頼ある行動をします。
 - 新しい価値の創造 お客様に真に評価されるシステム・サービスを幅広〈提供します。
 - CSRの追求 法令を遵守し、公正で透明性の高い企業活動を行います。
 - <経営ビジョン>
 - 信頼と価値を創造する!T総合サービス会社を目指します。

また、当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)を次のとおり構築しております。

- (1)当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- a 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規定、職務権限規定その他の社内規定に従い、経営に関する重要事項を決定し、取締役の職務を監査・監督しております。
- b 当社は、監査等委員会設置会社として、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会により取締役の職務の執行を監査・監督しております。
- c 企業理念、行動規範を定めた 「KELグループ企業倫理綱領」を制定し、周知・徹底を図るとともに、社外弁護士も委員として参加する 「コンプライアンス委員会」を設置しております。
- d 法令遵守体制の強化のため、「コンプライアンス委員会」および顧問弁護士等への相談・通報窓口を設置するとともに、内部通報者の保護を明記した「内部公益通報保護規定」を制定し、内部通報制度を整備・運用しております。
- e「内部監査規定」を定め、監査室による内部監査を実施しております。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、その他取締役の職務執行状況を記録するための経営会議議事録、稟議書、会計帳簿等の文書については、社内規定に従い適切に保管・保存しております。

- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- a 当社に起こりうるリスクの特定、防止、発生したリスクへの対処・是正を全社的に行うための社内体制を整備しております。
- b 各部署における職責と権限を明確にした「職務権限規定」等に基づき、業務上発生しうるリスクに対応するための体制を整備しております。
- c 情報資産を適切に保護するための情報セキュリティを確立し、維持・向上に必要な体制の整備を行っております。
- d 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を有効かつ効率的に進めるための体制を整備しております。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- a 経営の意思決定の迅速化および監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図り、業務執行の機動性を高めるため、 執行役員制度を採用しております。執行役員は取締役会が選任し、会社の業務執行を担当します。
- b 執行役員で構成される「経営会議」を組織し、取締役会決定の基本方針に基づいて全社の全般的業務の執行に関する基本方針を定め、業務執行の指揮、指導にあたっております。「経営会議」には、常勤の監査等委員である取締役も出席しております。
- c 業務の運営について、中期経営計画、短期計画を立案し、全社的な目標を設定しております。
- d 適正かつ効率的な職務の執行を確保するため「職務権限規定」を整備し、各役職者の権限および責任の明確化を図っております。
- (5)当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a 親会社との関係
- ・当社は、親会社と緊密な連携を図る一方、事業運営に際しては、あくまでも自主性を維持し、業務執行上の重要事項は、すべて取締役会で意思 決定し、上場会社としての自主性・独立性を確保しております。
- b 子会社の管理および報告体制
- ·当社の子会社、関連会社の運営については各社の自主性を尊重しつつ、「関係会社運営規定」に従い子会社の経営管理と経営指導を行っております。子会社には原則として取締役および監査役を派遣して業務の適正を確保するものとしております。
- ・子会社の業務執行の重要事項は、当社の決裁事項または報告事項としております。
- c 子会社の損失の危険の管理に関する体制
- ・「リスク管理委員会」が子会社および関連会社のリスク情報を管理・統括し、子会社、関連会社の経営者とグループ経営に関する情報を共有しております。
- d 子会社の取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・連結ベースでの中期経営計画を策定のうえ、「関係会社運営規定」やその他社内規定に基づき、子会社の経営指導とコーポレート業務の支援に あたっております。
- e 子会社の取締役および使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ·「関係会社運営規定」に基づき、グループ全体の経営状況を把握し、各子会社に原則として取締役および監査役を派遣のうえ、当該取締役および監査役が各子会社の職務の監査・監督を行っております。
- ・「コンプライアンス委員会」は、子会社を含めグループ全体のコンプライアンスに関する事項を統括し、「KELグループ企業倫理綱領」に基づき、 グループ全体でのコンプライアンスの徹底を図っております。
- ・監査室は、各子会社も内部監査の対象とし、計画的な監査を行っております。
- (6)監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a「監査等委員会規定」および「監査等委員会監査等基準」において、監査等委員会が監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監査等委員会の職務遂行を補助する体制を確保しております。
- b 監査等委員会の職務遂行を補助すべき使用人については、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性、および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に留意しております。
- (7)取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- a取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は、業務または財務の状況に著いい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、重大なコンプライアンス違反の発生の懸念があるときは、速やかに監査等委員会に報告しております。
- b「コンプライアンス委員会」を担当する取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、必要の都度、コンプライアンスに関する業務の状況についての重要事項を監査等委員会に報告しております。
- c 社内規定の制定や改廃その他の社内体制の整備について、担当取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、速やかに監査等委員会に報告しております。
- d 取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は、監査等委員会から業務執行に関する報告を求められたときは、速やかに報告しております。
- e 常勤監査等委員は、監査等委員会監査を実効的に行うため、「取締役会」のほか、「経営会議」、「コンプライアンス委員会」、その他重要な会議 または委員会に出席しております。
- (8)子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制
- a 子会社の取締役、監査役等は、当該子会社の業務または財務の状況に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、重大なコンプライアンス違反の発生の懸念があるときは、速やかに当社の監査等委員会に報告しております。
- b「関係会社運営規定」において定めている事業活動上の重要な事項については、常勤監査等委員が出席する当社の「経営会議」で審議、決裁し

ております。

- (9)監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制 監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをすることを禁止しております。
- (10) 監査等委員会の職務執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還の請求をしたときには、速やかに応じております。

- (11)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査等委員会は、監査室の内部監査に関する年次計画について事前に説明を受けるとともに、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等に関する意見を述べることができることとしております。
- b 監査等委員会は、会計監査人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受けるものとしております。また、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査項目については、監査等委員会の事前承認を要するものとしております。
- c監査等委員会は、監査上の重要課題等について、代表取締役と定期的に会合をもち意見交換をしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、その排除に努めるとともに毅然とした姿勢で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たないことを基本方針としております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は適時開示該当情報を適切に開示するための社内体制を以下のとおり整えております。

各部署で発生した事実は、情報集約部門である経営企画室経由で速やかに情報取扱責任者である本社機構担当に伝え、情報取扱責任者は内容および適時開示の必要性の有無を判断し、重要事項決定機関である経営会議・取締役会で審議、承認された後、適時開示が必要なものについては、情報開示実施部署である経営企画室に指示し、適時開示の実施をしております。

